

【改正の趣旨及び目的】

- 近年の少子化対策等の観点から、母子保健に関する施策の重要性が高まっているなか、協議会の会議の場において、周産期よりも前の段階（プレコンセプションケア）から小児期までの幅広い内容での議論が求められているうえ、周産期と小児期では議論する内容が大きく異なる。
- 周産期においては、妊産婦の自死や新生児が0歳0日で虐待死に至るなど、妊産婦に対するメンタルヘルスへの対応が重要となってきている。小児期においては、医療的ケア児や発達障害児への対応が重要となる。
- それぞれの時期において議論すべき内容が多岐に渡っており、1つの会議で全ての課題に対する専門的な議論を行うことは困難であるため、周産期及び小児期それぞれについてより深い議論を行うことを目的に部会を設置する。

【改正内容】

○ 協議会に部会を設置するため、以下の条文の追加及び修正。

（部会）

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（委員以外の者の出席）

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

母子保健運営協議会規則の改正について

母子保健運営協議会（本協議会）

委員

氏名	役職	周産期	小児
赤崎 正佳	奈良県産婦人科医会 会長	○	
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部・看護学研究科 教授	○	
内田 優美子	奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター		○
木村 厚子	奈良県助産師会 会長	○	
木村 文則	奈良県立医科大学 産婦人科学教室 教授	○	
高田 恵美子	畿央大学 教育学部現代教育学科 教授		○
高田 慶応	奈良県小児科医会 会長		○
高橋 幸博	東大寺福祉療育病院 院長		○
野上 恵嗣	奈良県立医科大学 小児科学教室 教授		○
野阪 幸男	奈良県歯科医師会 常務理事	○	
松田 邦子	奈良県栄養士会 前理事	○	
森田 冴子	奈良県看護協会 常任理事		○
吉田 一弘	安堵町住民生活部長		
吉村 智恵	生駒市子育て健康部長		

周産期部会（妊娠・出産包括支援推進会議）

委員及び関係者（案）

分野	所属	本会委員
医師会	奈良県産婦人科医会	○
産婦人科	奈良県立医科大学 産婦人科学教室	○
歯科	奈良県歯科医師会	○
看護	有識者（地域保健専門）	○
助産師	奈良県助産師会	○
栄養士	奈良県栄養士会	○
精神科	奈良県立医科大学 精神科学教室	
市	市代表（妊産婦検診集合契約担当市）	
町村	町村代表（妊産婦検診集合契約担当町村）	

小児部会（小児慢性特定疾病対策協議会）

委員及び関係者（案）

分野	所属	本会委員
医師会	奈良県小児科医会	○
小児	奈良県立医科大学 小児科学教室	○
新生児	奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター	○
療育	東大寺福祉療育病院	○
看護	奈良県看護協会	○
教育関係	有識者（教育学）	○
関係者	看護・患者会・教育関係 等	